

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除等に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

所期の目的を達成したため、本条例を廃止したいので、この条例案を提出いたします。

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除等に関する条例を廃止する条例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除等に関する条例（平成元年条例第11号）は、廃止する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除等に関する条例の規定により行われた職員の懲戒免除および職員の賠償責任にもとづく債務の免除については、同条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。